

業務委託実施説明書

令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業に関する参加意思確認及び提案については、関係法令に定めるもののほか、この業務委託実施説明書によるものとする。

なお、本業務については、循環型産業に関する技術・市場の動向等に係る情報の収集・提供機能や、産学官連携による取組の調整機能等が必要不可欠であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記2の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、2の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団との随意契約手続に移行する。

なお、2の参加資格を満たすと認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業

(2) 業務内容

- ア 環境産業支援コーディネータの配置
- イ 環境産業推進員の配置
- ウ 中四国環境ビジネスネットの運営
- エ 地域ミニエコタウン事業（循環型社会形成推進モデル事業）の推進
- オ エコプロダクツ製品化支援事業の推進

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他、小分類10その他」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 環境産業に関する技術・市場の動向等に係る情報の収集・提供機能や、産学官連携による取組の調整機能等を有すること。
- (10) 下記に示す同種業務について、過去3年以内に実績を有すること。
 - 同種業務1）技術・市場の動向等に係る情報の収集・提供に関する業務
 - 同種業務2）産学官連携による取組の調整及び推進に関する業務

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部産業振興課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号 岡山県庁8階

TEL：086-226-7380 FAX：086-224-2165

メールアドレス：sangyo@pref.okayama.lg.jp

4 業務委託参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（第2号様式）及び下記5の必要書類を下記のとおり提出しなければならない。

(1) 業務委託説明書、仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月18日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>
からダウンロードできる。

(2) 仕様書に関する質問

ア 受付期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月9日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 上記3の場所に同じ

ウ 受付方法 仕様書に対する質問・回答書（第1号様式）により原則として電子メール又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
なお、電子メールにより提出する場合は、送付した旨を電話にて上記3の担当者に連絡し、受け取りの確認をすること。（以下同じ。）

エ 回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下同じ。）の午後5時までに回答する。
ただし、期限日の前日に到達したものにあっては期限日の午前中に、期限日に到達したものにあっては期限日の午後5時までに回答する。

(3) 参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月12日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）によることとし、受付期間内に必着とすること。

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出した者について、岡山県産業労働部内に設置する審査会において審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

5 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア 受付期間 令和8年3月3日（火）から令和8年3月19日（木）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 方 法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

エ 提出書類 ・令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業に関する提案書（第3号様式）
・事業計画書（第4号様式）

- ・令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業に関する見積書（第5号様式）
- ・その他必要と認めた書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

6 その他

- (1) 本業務については、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものであること。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第6号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 業務の詳細は業務委託実施説明書及び令和8年度岡山県循環型産業クラスター形成促進事業委託仕様書による。
- (6) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。